

名寄市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、名寄市（以下「市」という。）が保有する公有財産、物品及び印刷物等（以下「市有資産」という。）を活用し、民間企業等の広告を掲載又は掲出（以下「広告掲載」という。）することで、市の新たな財源を確保し、幅広い生活情報の提供によって市民サービスの向上を図り、地元商工業者の育成と振興を通じた地域経済の活性化を図るため、市有資産を広告媒体として行う民間企業等の広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 この訓令において、広告媒体とは次に掲げる市有資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

- (1) 市の広報印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 市の財産
- (4) 上記に掲げるもののほか、広告媒体として活用できる資産で市長が別に定めるもの

(市有資産の有効活用)

第3条 市長は、市有資産のうち、広告媒体として活用ができるものについて、広告掲載に努めるものとする。

(市有資産の適正な使用)

第4条 市長は、市有資産を広告媒体として広告をする場合、地方自治法（昭和22年法律第67号）、名寄市財産に関する規則（平成18年名寄市規則第62号。以下「財産に関する規則」という。）その他関係法令等の定めるところに従い、市有資産を適正に使用しなければならない。

- 2 市長は、その所管する広告媒体について、屋外に掲出するものを募集するときは、あらかじめ、当該広告の規格等が北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）の規定に違反しないことを確認した上で募集しなければならない。

(広告掲載の内容)

第5条 広告掲載の内容は、名寄市広告掲載基準（平成19年名寄市告示第1034号）の規定による。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格及び枠数、広告掲載料、広告掲載の位置、広告掲載の期間等は、当

該広告媒体ごとに市長が別に定める。

- 2 市長は、前項の規定による広告掲載料の決定に当たっては、広告の作成及び募集に係る経費並びに類似広告の市場価格等を勘案して決定するものとする。
- 3 広告掲載に当たっては、当該広告が民間企業等の広告であることを明確にするため、原則として、市の広報等と広告掲載欄とを区分し、及び当該広告掲載欄に「広告欄」等の文言を記載して民間企業等の広告欄であることを明示するものとする。

また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関することその他必要な事項を注記するものとする。

(広告の募集方法)

第7条 広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、次に掲げる募集の条件を明示して、市の広報誌、ホームページ等により行う。

- (1) 広告媒体の名称及び内容
- (2) 募集する広告の規格及び数量並びに広告掲載の期間
- (3) 広告掲載の範囲及び基準
- (4) 申込みの時期及び方法
- (5) 広告掲載料の基準となる額
- (6) その他部長等が定める事項

(広告掲載の申込者の資格)

第8条 広告掲載の申込みをしようとする者は、市税の滞納がない者でなければならない。

(広告掲載者の責任)

第9条 広告掲載者は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告掲載者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権の全てにつき権利処理が完了していることを市長に対して保証しなければならない。
- 3 第三者から、広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告掲載者の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載者への催告等を行わずに広告掲載を取消することができる。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告原稿の提出がないとき。

- (2) 広告掲載者が市の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 広告掲載者が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 広告掲載者の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (5) 広告掲載者が書面により掲載取下げを申し出たとき。
- (6) 市の業務上、やむを得ない事情が生じたとき。

(広告掲載料の返還)

第11条 既に納入した広告掲載料は、返還しない。ただし、広告掲載者の責めに帰さない理由により広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

(その他)

第12条 広告掲載に係る財務に関する事項は、財産に関する規則その他関係規程の定めるところによるものとする。

2 この訓令及び広告掲載基準に定めるもののほか、市有資産を広告媒体とする広告の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年10月10日から施行する。

附 則 (平成27年1月20日訓令第1号)

この訓令は、公示の日から施行する。